

家計急変による奨学金について

1. 日本学生支援機構【給付奨学金】家計急変採用・授業料減免

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば給付奨学金の支援対象となります。

① 家計急変の事由

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡の場合

証明書類：戸籍謄本（抄本）または住民票（死亡日記載）

B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難

証明書類：・医師による診断書及び病気休職中であることの証明書

C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）

証明書類：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

(1)上記 A～C のいずれかに該当

(2)被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

証明種類：罹災証明書 及び事情書（所定様式）

※新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合であって A～C のいずれにも該当しない場合には、「D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」に類するものとして、取り扱うこととします。

② 申し込み時期

年間を通じて随時、申し込みを受け付けます。

※1 ただし、家計急変の事由が発生したときから 3 か月以内（※2）に申し込む必要があります。

※2 家計急変の事由が進学（進級）前の 2019 年 1 月以降、2020 年 3 月以前に発生していた場合は、進学（進級）後 2 か月以内（2020 年 5 月まで）に申し込む必要があります。

2. 日本学生支援機構【貸与奨学金】緊急採用・応急採用

現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、次により奨学生として採用します。

(1) 緊急採用（第一種奨学金）

① 採用時期

年間を通じて随時。

※ ただし、予算の運用上、翌年度の採用になる場合があります。

② 対象者

失職・破産・事故・病気・死亡もしくは火災・風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから 12 か月以内である者。

※ 該当事由などの詳細については学校に必ずご確認ください。

※ これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。休学中、留年中（過去の休学が事由によるものは除く）、留学中の人は、申込みできません。また、外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず学生課に確認してください。

災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合がありますので、いずれの場合も学校窓口にご相談ください。

災害救助法適用地域：日本学生支援機構のHPを参考にしてください。

③ 学力基準・家計基準

以下のとおり、学校長が認める者。

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）

A. 学力基準

以下のいずれかに該当する者。

- 大学等における学業成績が、平均水準以上である者
- 特定の分野において特に優れた資質・能力を有する者
- 大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある者
- その他特別の理由により、緊急採用の対象とすることが必要であると学校長が特に認める者

B. 家計基準

以下のいずれかに該当する者。

- 家計急変の事由が生じたことによりその後 1 年間の家計が収入基準額の範囲内になることが確実である者
- 家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、又は年間の収入額が著しく減少した場合
- その他家計急変の事由により、緊急採用が必要と学校長が特に認める者

④貸与始期・貸与終期

A.貸与始期

入学月を限度として家計急変の事由が発生した月以降で申込者が希望する月。

B.貸与終期

採用年度末まで。ただし、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより、修業年限を限度として延長することができます。

詳細は、学生課に問い合わせてください

(2) 応急採用（第二種奨学金）

① 採用時期

年間を通じて随時。

※ ただし、予算の運用上、翌年度の採用になる場合があります。

②対象者

失職・破産・事故・病気・死亡もしくは火災・風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから 12 か月以内である者。

※ 該当事由などの詳細については学校に必ずご確認ください。

※ 休学中、留年中（過去の休学が事由によるものは除く）、留学中の人は、申込みできません。また、外国籍の人は申込資格に制限がありますので、必ず学校に確認してください。

災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに

同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合がありますので、いずれの場合も学校窓口にご相談ください。

災害救助法適用地域：日本学生支援機構のHPを参考にしてください。

② 学力基準・家計基準

以下の条件に該当する者。

- ・今後とも家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる者
- ・学力及び家計を総合的に判断し学校長が緊急に奨学金を必要と認める者

③ 家計基準

以下のいずれかに該当する

- ・家計急変の事由が生じたことにより、その後 1 年間の家計が収入基準額の範囲内になることが確実であると認められる者
- ・その他家計急変の事由により、緊急・応急採用が必要と特に認められる者

④ 貸与始期・貸与終期

A.貸与始期

家計急変の事由が発生した月または採用年度の 4 月以降で申込者が希望する月。ただし、入学した月より前に遡って貸与を受けることはできません。

B.貸与終期

標準修業年限が終了するまで。

⑤ 貸与月額

第二種奨学金の貸与月額は、次のとおりです。

複数の金額が設定されている場合は、いずれかを選択できます。

月額 20,000 円～120,000 円（10,000 円刻み）

***新型コロナウイルス感染症等の影響により家計が急変し、奨学金を希望される方は、それぞれ基準などが異なりますので以下の内容および日本学生支援機構ホームページをご確認の上、学生課までご連絡ください。**

申し込み、問い合わせ先

〒252-0805 藤沢市円行 802 番地 多摩大学グローバルスタディーズ学部学生課

TEL:0466-21-7722 Mail:shonan-gakusei@gr.tama.ac.jp

学費延納について

春学期の学費が期日までに納入が出来ない場合は延納の手続を行うようにしてください。

問い合わせ先

〒252-0805 藤沢市円行 802 番地 多摩大学グローバルスタディーズ学部総務課

TEL:0466-82-4141 Mail:sgs-soumu@gr.tama.ac